

平成27年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議 会議録

日時 平成28年1月22日（金）

午後2時から午後3時10分まで

場所 愛知県半田保健所 4階 大会議室

○ 半田保健所 内藤次長

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます半田保健所次長の内藤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね1時間30分程度を目途にさせていただきたいと思っております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して知多保健所長の長谷川から御挨拶申し上げます。

○ 知多保健所 長谷川所長

みなさま、こんにちは、知多保健所長の長谷川でございます。

この会議の開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、寒い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、知多半島圏域における保健医療福祉行政に深い御理解と御尽力を賜っていることを厚くお礼を申し上げます。

さて、この会議は、関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として開催しております。

本日は、議事といたしまして6題あげております。特に、その内、2題を紹介させていただきます。

まず、議事（2）の「小児救命救急センターの指定について」でございますが、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度の専門医療を提供する小児救命救急センターとしてあいち小児保健医療総合センターを指定することについて御協議をお願いします。

議事（3）につきましては、「病床整備計画について」でございますが、昨年5月、東海市民病院と知多市民病院が統廃合され公立西知多総合病院が開院いたしました。その知多市民病院の跡地に新たな病床を整備することになりましたので、そのことについてあげさせていただいております。

限られた時間ではございますが、皆様方の御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○ 半田保健所 内藤次長

ありがとうございました。

本日の御出席の皆様方の御紹介は時間の関係もございますので、お手元に配付しております出席者名簿と配席図に代えさせていただきますと思います。

それでは、会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

お持ちでないようでしたら、配付させていただきますので、お申し出ください。

まず、事前にお送りさせていただき、本日お持ちいただいております資料が、

- ・会議次第
- ・愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領
- ・資料1-1 介護保険施設等の整備計画について
- ・資料1-2 関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）
- ・資料5 知多半島医療圏における災害医療対策について
- ・資料6 保健医療福祉サービス調整推進会議「管内市町高齢担当者会議」
- ・資料7 「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について

それから、本日、お手元には、

- ・会議次第
- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・資料2 小児救命救急センターの指定について
- ・資料3 病床整備計画について
- ・資料4 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について
- ・資料8 後発医薬品採用リストについて
- ・医療介護総合確保法に基づく県計画（平成28年1月）
- ・あいち健康福祉ビジョン年次レポート（平成27年度版）

を、配付させていただきました。

資料の方は、よろしいでしょうか。

なお、本日の会議は、お配りしてあります、開催要領の第5条第1項により、原則公開となっております。

また、会議録につきましても、発言者の職名及び氏名を掲載して公開することとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

御発言内容の公開にあたりましては、公開前に事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、議長の選出につきましてお諮りしたいと思います。

議長の選出につきましては、開催要領第4条第2項によりますと、「会議の開催の都度、互選による」とされていますが、いかがいたしましょうか。

推薦、御意見がないようでしたら、事務局といたしましては、日頃から保健・医療・福祉等の各分野で御尽力いただいております半田市医師会の花井会長様に、議長の労をお取りいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（拍手）

ありがとうございます。

それでは、花井会長様に議長をお願いいたします。

それでは、早速で申し訳ありませんが、議長様に御挨拶をお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいま御紹介いただきました、半田市医師会の会長の花井と申します。

議長を務めさせていただくにあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日は、次第にもありますように、議事が6件予定されております。

議事の中には、「介護保険施設等の整備計画について」及び、「小児救命救急センターの指定について」の2件の協議事項が含まれております。

皆様からの活発な御意見を頂戴し、有意義な会議となりますように議事を円滑に進めてまいりたいと思います。

議事進行に御協力いただきますようお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 半田保健所 内藤次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

以後の会議の取り回しは、議長様、よろしくをお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

では、議事に入りたいと思います。

本日の会議については、冒頭で事務局からの説明のとおり、すべて、公開として進めますのでよろしく申し上げます。

それでは議事（1）「介護保険施設等の整備計画について」、事務局から説明をお願いします。

なお、この案件は協議事項となっております。よろしく申し上げます。

○ 知多福祉相談センター 大嶋次長

知多福祉相談センターの大嶋と申します。

日頃は、知多半島圏域の福祉行政の推進に格別の御理解と御尽力を賜り、この場で厚く御礼申し上げます。

なお、説明につきましては座らせていただきますのでよろしく申し上げます。

資料は、1-1『介護保険施設等の整備計画について』と1-2『関係条文等』になります。

本県では、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険施設等の整備にあたりましては、介護保険事業支援計画の範囲内で整備できるよう、圏域ごとの推進会議におきまして関係機関の皆様の意見調整等を行い、手続きの公正を図ることとしております。

この度、当圏域におきまして、介護保険施設等の整備に係る「事前相談票」の提出がございましたので、推進会議に諮り、御意見をいただくものでございます。

それでは、今回の整備計画についての説明に入らせていただきますが、その前に、まず、当推進会

議における意見聴取・連絡調整の基準等につきまして、御説明させていただきます。

資料が前後いたしますが、先に、資料1-2『関係条文等』を御覧ください。

標題が「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」と書いてございますが、真ん中あたりの「第3 既存数の公表」を御覧ください。

第1項の波線部分ですが、「ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入する」とされております。

このため、資料における整備計画の記載年次につきましては、開設予定年度ではなく、当推進会議に諮らせていただく年度で整理しております。

次に、その下「第5 意見聴取及び連絡調整の基準」を御覧ください。

第1号にございますように、整備計画の調整にあたりましては、「年度毎の整備目標値から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。」とされております。

今回はこの但し書きに該当する事例でございますので、最終年度の整備目標値というものが関係してきます。

以上のことを踏まえまして御審議をお願いするものでございます。

それでは、資料1-1『介護保険施設等の整備計画について』をお開きいただきたいと思います。

上から3つの施設種別に分けて記載しております。

上段から「1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、中段が「2 介護老人保健施設」、下段が「3 混合型特定施設 入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」となっております。

なお、この表の見方でございますが、それぞれの施設種別におきまして、一番左の大きなブロックから「(1) 年度別 整備計画」、27年度、28年度、29年度が今回の計画でございます。

左から2つ目のブロックが「(2) 整備目標値」、施設ごとの目標値、左から3つ目のブロックが「(3) 差引数」が計画と目標値の差となっております。

今回は、常滑市内の介護老人福祉施設1件の増設に係る事前相談票の提出がございました。

一番上の、「1 介護老人福祉施設」の表を御覧ください。27年度の欄の、吹き出しをつけてございます8（増設）第2回の部分が、今回、事前相談票の提出がありました整備計画でございまして、当推進会議において御審議いただくものとなっております。

なお、この整備計画につきましては、保険者であります常滑市の介護保険事業計画におけるサービス利用見込量の範囲内に収まるものであることを、あらかじめ申し添えさせていただきます。

まず、「(1) 年度別整備計画」でございますが、今回、常滑市内で8人増設の事前相談票の提出がございました。吹き出しをつけてある部分でございます。

これによります、「平成27年度末の既存数」のところでございますが、圏域で「2, 358人」となっているところでございます。E欄の太枠の部分でございます。

これに対しまして、「(2) 整備目標値」でございますが、「2, 350人」としているところでございます。F欄の太枠の部分でございます。

これを踏まえ「(3) 差引数」といたしましては「-8人」となりまして、平成27年度の整備目標値の範囲内をこえることとなりますが、先程申し上げました資料1-2 第5 第1号の波線部分によりまして、平成29年度末の整備可能数の範囲内に収まることとなっております。K欄の部分でござ

ざいます。

なお、本日の推進会議に先立ちまして、去る12月25日に、圏域内全市町の介護保険担当部局を構成員としたワーキンググループを開催し、今回の整備計画につきまして、事前の検討を行いましたところ、保険者である常滑市の介護保険事業計画及び本県の介護保険事業支援計画と照らし、支障のない内容である旨の結果が出ておりますことを、併せて御報告させていただきます。

以上で「介護保険施設等の整備計画」に係る説明を終わらせていただきます。

御審議をよろしくお願ひいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ありがとうございました。

この件につきましては、この会議の承認案件ということでございますが、皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。

それでは、意見もないようですので、この介護保険施設等の整備計画の案件につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。

では、以後の事務についてよろしくお願ひします。

続きまして、議事（2）「小児救命救急センターの指定について」事務局から説明をお願いします。

この案件も協議事項となります。

○ 医務国保課彦田課長補佐

健康福祉部保健医療局医務国保課救急・周産期・災害医療グループ課長補佐をしています彦田と申します。

皆様には、本県の災害医療対策等の医療全般につきまして多大な御尽力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

説明に入らせていただきます。説明は座ってさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議題（2）でございます。小児救命救急センターの指定につきましてですが、資料2を御覧ください。

まず、愛知県の小児救命救急センターにつきましては、まだ指定されていない状況でありまして、平成25年3月に策定しました、「愛知県地域保健医療計画」におきまして、あいち小児保健医療総合センターが、小児集中治療室（P I C U）16床を有します救急棟を完成した後、県内初となります小児救命救急センターとして指定をし、県内の小児の3次救急医療を担うことを計画に掲げているところでございます。

あいち小児保健医療総合センターの救急棟につきましては、25年3月末に着工いたしまして、昨年11月に完成しております。今月18日に、開棟式が行われ、2月1日から3次救急の受け入れを開始することとしております。

先週休み明けの知事の記者会見、先日の開棟式の知事の挨拶にもございましたが、今後、あいち小

児保健医療総合センターが小児救命救急センターとしての指定を目指すこととしており、現在、それに必要な準備を進めているところであります。一部、報道でオープンと同時に小児救命救急センターというような記事がございましたが、実際には指定は別でございまして、今後進めていくこととなります。指定にあたりまして、基準となる要綱につきましては、今後定めていくところでございますが、内容につきましては、大人を含みます半田市立半田病院のような救命救急センターの指定と同様に、国の「救急医療対策事業実施要綱」の内容に基づいた策定をする予定でございまして。

なお、小児救命救急センターは県内全域から小児の最重篤患者を受け入れる医療機関を指定することとなりますので、大人を含めた救命救急センターと同様に所在します医療圏及び関係機関の皆様に御意見をいただきたいと考えています。

従いまして、本日、ここに議題として挙げさせていただいたところでございます。

それではあいち小児保健医療総合センターの現況について説明をさせていただきます。

資料2の右側を御覧ください。

あいち小児保健医療総合センターの小児救急部門の概況となります。その右下にございまして、平成26年度の実績でございまして、概略を説明します。施設名、開設者等はその通りで病床数は200床であります。

救急部門では、本館にICU8床となっておりますが、11月に整備を行い、本館のICUの8床は現在PICU8床として稼働しているところでございます。

真ん中より下の患者の項目でございまして、入院患者実数につきましては238名でした。参考までに昨年11月にPICUが稼働してからは11月の入院患者数は40名、12月は47名と増加傾向になっております。

あいち小児保健医療総合センターの概要となります。但し、救命救急センター指定のための資料として前年度の実績を記載してありますので、救急棟完成後とは若干異なります。

一番下のスタッフの項目ですが、職員数の中の専任医師は26年度3名となっておりますが、今回、PICUを始めるにあたり、医師を増員いたしまして9名となっております。また、看護師についても増員しております。

それでは、国の要綱に基づきまして、あいち小児保健医療総合センターの小児救命救急センターの要件の適合性について説明させていただきます。裏面を御覧ください。

国の「救急医療対策事業実施要綱」に基づきます、小児救命救急センターの指定要件の確認表としてまとめさせていただきました。時点といたしましては、現時点、平成28年1月でございまして。要件といたしましては、必須要件と任意要件があり、申請書で確認したところ、表にありますとおり、必須要件については全て適合しております。

必須要件の主なものをあげさせていただきますと、①及び⑤にあります24時間体制で全ての小児救急患者を受け入れる体制が整備されていることとされています。また、⑦でございまして、PICUが24時間での診療体制を確保する職員が配置されていることにつきましても、医師と看護師の必要な体制をとっていることが認められます。⑩の一番上ですが、PICUは常時、集中看護に必要な専従の看護師を2対1で確保すること、非常に厳しい条件ですが、PICU8床に対して2対1の看護師を確保しております。それから、右にまいりまして、⑭にありますPICUの基準は6床以上有していることとなっております。現在、本館ではございまして、PICU8床を稼働させております。2月1日以降は器材等を救急棟に移動し、8床でスタートすることとしております。設備的には16床

を整備済みですが、看護師の配置の問題もあり8床でスタートするというところでございます。いずれも適合しております。以上が、必須要件であります。

任意要件については、右下のとおりですが、任意でありますので必ずしもというわけではありません。基本的には全てよろしいですが、任意要件の②でございますが、PICUには、小児重症集中ケア認定看護師が勤務し指導的役割を担うこととなっておりますが、現在、その認定看護師はいません。今後、取得を目指していくこととしております。

表面に戻っていただき、下段の今後の予定を御覧ください。

本日、知多半島医療圏の保健医療福祉推進会議で御了承いただきましたら、稼働後の2月中旬頃になるかと思っておりますが、現地確認ということで、医療機器等の設備整備はもとよりスタッフのシフトなど体制の確認等の認定要件の確認を行い、よろしければ3月24日開催予定の愛知県医療審議会5事業等推進部会へ諮問いたしまして承認されましたら、3月中を目途に小児救命救急センターに指定したいと考えております。

なお、小児救命救急センターは、現時点において、全国で8か所あり、近県では長野県と静岡県にあります。東海3県の愛知、岐阜、三重では初となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見等なければ、あいち小児保健医療総合センターを小児救命救急センターとすることを承認してよろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。

知多半島圏域としては、あいち小児保健医療総合センターを小児救命救急センターに承認することとします。事務局、よろしくお願いします。

続きまして、議事（3）「病床整備計画について」事務局から説明をお願いします。

○ 知多保健所 石井次長

知多保健所次長の石井と申します。着座して説明させていただきます。

議事（3）「病床整備計画について」を、資料3をご覧ください。

この資料の中程、「(参考) 関係法令等」にありますように、病院を開設しようとするときは、医療法第7条第1項の規定により県知事の許可を受けなければならないこととなっております。

今回、その前段階の手続きとして、愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、医療法人贈恩会から病床整備計画書の提出が知多保健所にあります。

この計画でありますとおり、資料の左上を御覧いただきたいと思いますが「1 病床を整備しようとする施設」、「2 病床種別」、「3 増床計画病床数」にありますように、医療法人贈恩会が知多市新知字永井2-1に、一般病床104床、療養病床123床合わせて227床の「知多小嶋記念病院」を新規に整備するものでございます。

知多保健所が、この計画を愛知県健康福祉部医療福祉計画課に協議したところ、同課から審査基準を満たし適当であると承認する旨の通知がありましたので報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいまの説明につきまして御質問がございましたらお願いします。

この案件から先は報告事項です。

御質問はございませんか。

なければ、議事を進めさせていただきます。

続きまして、議事（４）「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」及び議事（５）「知多半島医療圏における災害医療対策について」の２つについて、まとめて、事務局から説明をお願いします。

○ 半田保健所 田口主査

半田保健所総務企画課の田口と申します。私の方からは、資料４及び資料５について説明させていただきます。よろしくをお願いします。着座して説明させていただきます。

まず、資料４「愛知県地域保健医療計画（別表）」に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

「愛知県地域保健医療計画」は、医療法により、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、愛知県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとされております。

愛知県地域保健医療計画（別表）は、５疾病５事業について必要とされる医療機能を明らかにするため、医療連携の体系図を記載し、その機能を担う医療機関名を掲載しているものでございます。

今回は、その別表の各医療機関の実績状況等の調査結果により医療機関名を、平成２８年１月２０日付で更新しましたので、報告させていただきます。

この知多半島医療圏内では、５件の更新がありました。

「１がん」、「２脳卒中」、「３急性心筋梗塞」につきましては、各医療機関が医療法に基づき、愛知県医療機能情報公表システムに平成２６年度の実績報告していただいた結果により、この表を作成しております。

平成２６年度の実績報告ですので、平成２７年５月開院されました公立西知多総合病は実績がございませんが、統合前の東海市民病院及び知多市民病院の実績報告をしていただいておりますので、両病院の実績を公立西知多総合病院にかえて記載しておりますので、御了承ください。

では、主な更新点について説明させていただきます。

「１がんの体系図に記載されている医療機関名」を御覧ください。市立半田病院には※がついておりますが、表の下に※の説明がありますとおり、「地域がん診療連携拠点病院」です。

それぞれ、がん医療を提供する病院とは、年間手術１０件以上実施した病院です。先程、説明させていただきましたとおり、知多市民病院及び東海市民病院の実績につきましては、公立西知多総合病院として記載しております。

「２脳卒中の体系図に記載されている医療機関名」では、市立半田病院は、今までは脳神経外科、神経内科のどちらかの医師しか在籍されませんでしたので、()のついた高度救命救急医療機関でした

が、脳神経外科、神経内科の両方の医師が在籍されるようになりましたので、()が取れました。

「脳血管領域における治療病院」及び「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」は、資料のとおりで、知多市民病院、東海市民病院が公立西知多総合病院と示されています。

「3急性心筋梗塞の体系図に記載されている医療機関名」につきましては、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院として、市立半田病院と国立長寿医療研究センターが加わりました。

「4救急医療の体系図に記載されている医療機関名」につきましては、第2次救急医療体制において搬送協力医療機関としまして、順和病院が辞退され、一方、有床診療所の前原整形外科リハビリテーションクリニックが追加されました。これは平成28年1月15日現在の内容です。

最後に、「5災害医療の体系図に記載されている医療機関名」についてです。知多半島医療圏には、市立半田病院と厚生連知多厚生病院と公立西知多総合病院が記載されておりますが、公立西知多総合病院は、平成27年9月30日、地域災害拠点病院に指定されましたので、この別表も追加更新されています。

この別表は、今後も、随時更新されていきます。

その内容は、当保健所において縦覧させていただきますとともに、ホームページへの掲載により報告させていただきますので、御確認していただければ幸いです。

なお、ホームページのアドレスは、裏面に掲載させていただいております。

議事(4)の愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新についての報告は以上です。

続きまして、「知多半島医療圏における災害医療対策について」説明させていただきます。

A3サイズの資料5を御覧ください。

大規模災害発生時の災害医療対策につきましては、知多半島全域で対応しなければならない重要な課題と考えておりますので、この圏域保健医療福祉推進会議において毎回報告させていただいているところです。

先程、議事(4)で説明させていただきましたが、昨年、知多半島医療圏において災害医療対策に対する動きがありました。

それは「1 災害拠点病院等」についてですが、公立西知多総合病院が地域災害拠点病院に指定されまして、知多半島医療圏には、災害拠点病院が市立半田病院、厚生連知多厚生病院、公立西知多総合病院の3つになりました。

併せて、平成27年10月19日、公立西知多総合病院の有木診療部統括部長兼救急科部長様に地域災害医療コーディネーターが委嘱されました。その結果、知多半島医療圏では、市立半田病院の田中救命救急センター長様、厚生連知多厚生病院水野副院長兼臨床研修部長様、そして、有木診療部統括部長兼救急科部長様の3名の地域災害医療コーディネーターにより、大規模災害発災時の医療提供体制が統括、調整されます。

知多半島医療圏医療救護活動計画につきましては、前回のこの圏域保健医療福祉推進会議でも報告させていただきましたが、その後、地域別に3回のワーキンググループ及び災害医療部会を開催し検討していただき、知多半島医療圏医療救護活動計画を策定しましたので、報告させていただきます。

その内容は、下の表の「4 知多半島医療圏医療救護活動計画の内容」のとおりです。

主なところを紹介させていただきますと、「3情報収集と共有体制」につきましては、病院におきまして通常の通信が使えないとき、市町の御協力を得て、病院から市町、市町から保健所に情報伝達する

流れを作れるようにすることができました。

「6 傷病者等の搬送体制」につきまして、前回も報告させていただいたところですが、半田運動公園は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画におきまして、「救助活動拠点」のうち、「航空機用救助活動拠点」の候補地の一つとして指定されました。そこで、知多半島医療圏から圏域外への患者搬送については、半田運動公園から搬送することを想定しております。しかし、発災直後は、知多半島の海沿いの道路は津波浸水、液状化等で通れないこともありうるだろうし、知多半島中央の知多半島道路は高速道路のため道路管理者により発災直後は通行禁止になります。各関係機関が知多半島内の各地域から半田運動公園への道筋を検討していかなければならないというところでございます。

「8 災害時要配慮者対策」につきましては、医療的支援が必要な要配慮者の把握が完全にはできていないことが課題です。そんな中でも、把握した情報につきまして記載しました。知多半島医療圏内の透析患者数は、平成26年末現在、1,340人です。どのように透析医療を提供するかについては検討中です。東北大震災の時には、透析が必要な患者さんに対して、透析医会ネットワークが透析医療機関の調整を行い、自衛隊のヘリで患者をピストン輸送したと聞いております。

在宅人工呼吸器使用者についてですが、平成27年11月現在、半田保健所及び知多保健所では8人いらっしゃることを把握しております。

順序が前後しますが、「3 愛知県医療救護活動計画の策定」についてです。このようにして作成した知多半島医療圏医療救護活動計画は、今月末までに県医務国保課に提出します。その後、県では県及び他の2次医療圏の医療救護活動計画を一つのものとし、災害医療協議会で検討していただき、承認された後、県のホームページに掲載し公開する予定としております。

今後ですが、次年度も、知多半島医療圏における災害医療対策がうまくできますよう、災害医療訓練を実施しながら検証してまいりたいと思います。その検証結果に基づき、その都度、この知多半島医療圏医療救護活動計画を修正してまいりたいと考えております。

大規模災害発災時には、軽症の方は医療救護所にて診療を受けていただき、診療が終わられた方は避難所へ移動していただき、病院機能が十分に発揮できる医療の提供が充分に行わなければならないと考えております。

また、傷病者の搬送を含めまして皆様に御協力をお願いしたいところですので、よろしくお願いいたします。

議題（5）「知多半島医療圏における災害医療対策について」の報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

議事（4）「愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について」及び議事（5）「知多半島医療圏における災害医療対策について」の2つについて、事務局からの説明がありました。ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いします。

宮本院長先生、どうぞ。

○ 厚生連知多厚生病院 宮本院長
知多厚生病院の宮本と申します。

資料5の8の在宅人工呼吸器患者さんの数について、半田保健所と知多保健所管内で8人ということですが、これはどのように調べられて8人になっているのですか。

○ 半田保健所 田口

半田保健所及び知多保健所それぞれでフォローアップしている方の人数です。

○ 半田保健所 子安所長

具体的には、ALS患者さんがほとんどで、特定疾患の医療給付から主に拾わせていただきました。先日テレビで放映されていましたが、東北大震災の時にはミトコンドリア症の8歳の男の子が、充電が切れないうちに何とか病院に運ぼうという放送がありましたので、ミトコンドリア症についても特定疾患等の情報でサーベランスしております。この8人の方はほとんど難病のフォローということで確実に顔が見えている患者さんのデータです。もちろん、病院の主治医の方でこれ以外の方もいるのかもしれないということを思っております。特に、私も元小児科医でしたが、0歳児の時から呼吸器で在宅で過ごされている子どもさんで、脳性まひの重症の方とかがおられるかもしれません。各市町にも聞きましたが、皆さんが医療費助成を必ずしも申請されてないこともあります。個人情報保護のこともありまして100%把握することは困難です。把握できているのが8人ということで、これ以上ないということは、個人情報保護の観点でわかりません。もし、経済的にゆとりがあり助成がいらないということで家に見える幼児の方が見えるかもしれないという考えはありますが、わかる範囲内では8人ということなのです。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

宮本先生、よろしいですか。他にはございませんか。

それでは、続きまして、「議事（6）保健医療福祉サービス調整推進会議について」、事務局から説明をお願いします。

○ 半田保健所 久納健康支援課長

半田保健所 健康支援課長の久納です。

資料6を御覧ください

半田保健所で開催しました保健医療福祉サービス調整推進会議「高齢担当者会議」について報告させていただきます。

1ですが、「高齢担当者会議」開催の経緯としまして、半田保健所管内の市・町で高齢介護・福祉を担当する保健師から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や在宅介護連携事業の取り組みについて、意見交換したいという要望があり「高齢担当者会議」を開催しました。

この背景としまして、平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」によって介護保険法が改正されたことがあります。この改正介護保険法には新しい総合事業や在宅医療・介護連携の推進、認知症対策等、地域支援事業の充実が盛り込まれておりまして、平成29年度末までに、各市町で地域の実情に応じた取り組みが求められています。

「2 会議の概要」につきましては、資料のとおりです。

「3 成果・結果」につきまして、各市町の取り組みの状況を共有しました。

介護予防把握事業の実施方法では、基本チェックリストが法改正に伴い、使用が任意となるため、来年度以降の基本チェックリストの実施方法の情報交換を行いました。チェックリストにより家庭訪問につながる事例もあるため、引き続き使用する市町や、チェックリストに替わる代案を検討する等、市町ごとに様々な工夫の共有ができました。また未回答者への対応が課題として挙げられました。

次に地域サロンのことです。住民の方の通い場であります地域サロンは、各市町とも住民に身近で気軽に立ち寄る場として積極的に設置されております。実施主体や助成金の有り無し等運営は様々でありますので、今後総合事業の中にどのように位置づけるかが課題となりました。

認知症地域支援では、半田市が県のモデル事業として積極的に行っているわけですが、認知症初期集中支援チームの活動内容や東浦町の認知症地域支援員の活動について説明を聞き、これから認知症に取り組む市町にとって参考となりました。

高齢者虐待対応では、保護が必要な対象者の処遇について課題があることがわかりました。これは、高齢者虐待が疑われる場合でも措置入所を講じず、介護認定を受け一般入所で対応することもあり、また、高齢者虐待のネットワークがまだ設置されていない町もあることがわかりました。虐待防止にはネットワークの仕組みを作ることが大切でありますので、是非、高齢者虐待ネットワークの仕組みづくりを進めてほしいと考えます。

在宅介護連携事業は国立長寿医療研究センターの三浦部長から講話を聞き、県内の状況や今後の方向性について学習することができました。

「4 今後の課題と方向性」につきまして、市町により人口規模も異なり、また介護保険の運営が、市町単独や広域連合での運営となるところもありますので、知多半島医療圏全域での情報交換の場があると良いという意見もありました。今後も意見交換を行う機会を通しまして、高齢者支援体制の充実に向けて地域の関係機関の連携を強化していく必要があると考えます。

報告は以上です。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ただいまの説明につきまして御質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。

予定されていた議事については以上で終了させていただきますが、「(7) その他」について、事務局から、何かございますか。

○ 半田保健所 内藤次長

事務局でございます。

本日、配付しております資料について説明させていただきます。

本日配付しております資料といたしまして、

- ・資料7 「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について
- ・資料8 後発医薬品採用リストについて
- ・医療介護総合確保法に基づく県計画（平成28年1月）
- ・「あいち健康福祉ビジョン年次レポート（平成27年度版）」

がありますが、内容について御説明申し上げるのが本意ですが、時間の都合もございますので、恐

縮ですが、後程、御覧になっていただければと存じます。

なお、資料8 後発医薬品採用リストにつきましては、後発医薬品採用リストの完成版は、間もなく、県医薬安全課のホームページにて公表する予定であることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○ 議長（半田市医師会 花井会長）

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

議長の任を解かさせていただきます。

議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

○ 半田保健所 内藤次長

花井会長様、議長をどうもありがとうございました。

また、皆様方には貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、閉会のあいさつを半田保健所子安所長にお願いします。

○ 半田保健所 子安所長

半田保健所長の子安でございます。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

限られた時間ではございましたが、皆様から貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

議事2件につきましては、御承認をいただきました。

先程、担当の方からも報告がありましたが、この後、県の方で手続きを進めさせていただくこととなっておりますのでよろしくお願いいたします。

今後とも、保健所といたしましても、事業の推進に向けて努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

皆様方には、引き続き、保健医療福祉行政に御尽力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○ 半田保健所 内藤次長

それでは、これをもちまして、平成27年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。